

令和5年度 第2回 北海道社会福祉審議会 地域福祉支援計画専門分科会

次第

1. 開会挨拶
2. 議事
 - (1) 地域福祉を取り巻く状況
 - (2) 現状と課題の整理
 - (3) 見直し後の課題に対応する施策項目
 - (4) 計画の基本的な考え方（施策体系）
3. その他



かでの 2.7 (940研修室)
【15:00~】

[令和5年8月7日 (月)]

専門分科会委員名簿

(敬称略)

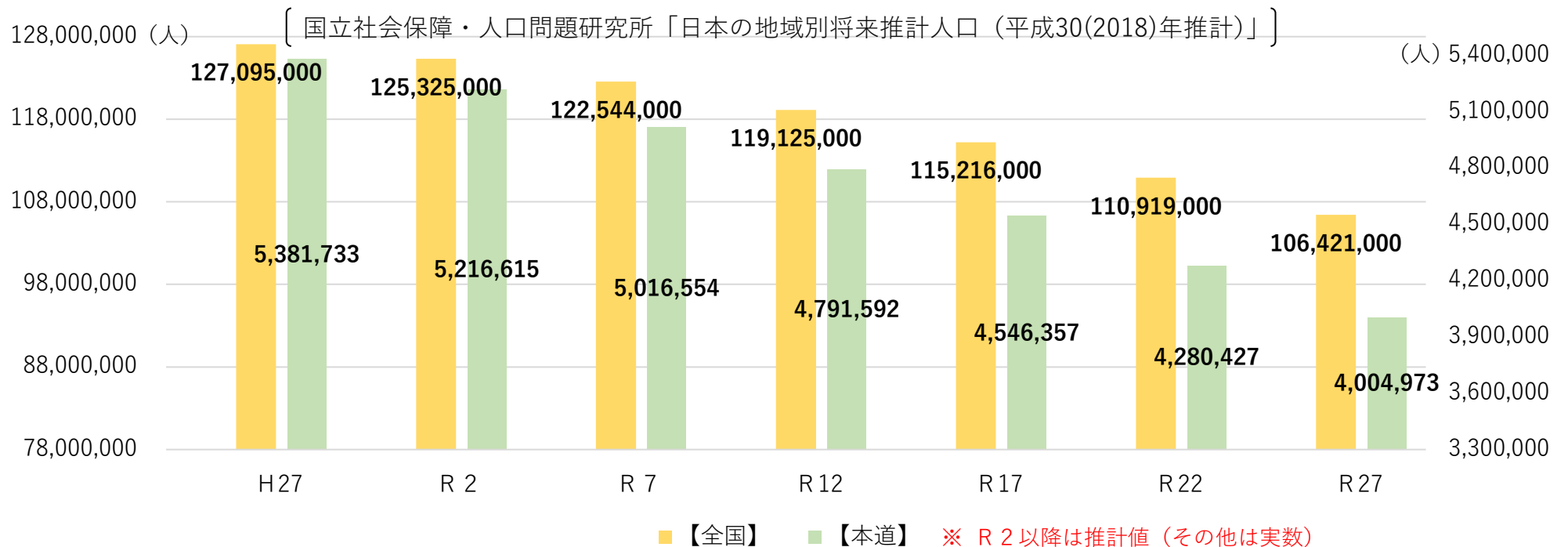
区分	所属	氏名	出席状況
▶ 高齢・障がい・児童・その他の福祉に関する共通事項			
1	北星学園大学 社会福祉学部 教授	岡田 直人	—
2	北星学園大学 副学長	中村 和彦	—
3	藤女子大学 名誉教授	橋本 伸也	現地
4	(一社)北海道医師会 副会長	藤原 秀俊	オンライン
▶ 福祉人材養成・確保			
5	(公社)日本介護福祉士養成施設協会 北海道支部	澤田 乃基	—
6	(社福)北海道社会福祉協議会 副会長	高江 智和理	現地
▶ 福祉サービスの適切利用推進・基盤整備			
7	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団 北海道事業本部長	平本 哲男	オンライン
▶ 市町村が行う「我が事・丸ごと」への支援			
8	(社福)ゆうゆう 理事長	大原 裕介	オンライン
9	(公財)北海道民生委員児童委員連盟 会長	佐川 徹	—
10	(社福)禎心会 介護老人福祉施設ら・せれな 施設長	村山 文彦	現地

2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－① 人口動態

- ✓ 道における「地域福祉を取り巻く状況」として掲載する各種統計データについては、地域生活課題と密接に関連するもので、かつ全国値との比較が可能な以下の項目としたいがどうか。

1 人口の推移と将来推計

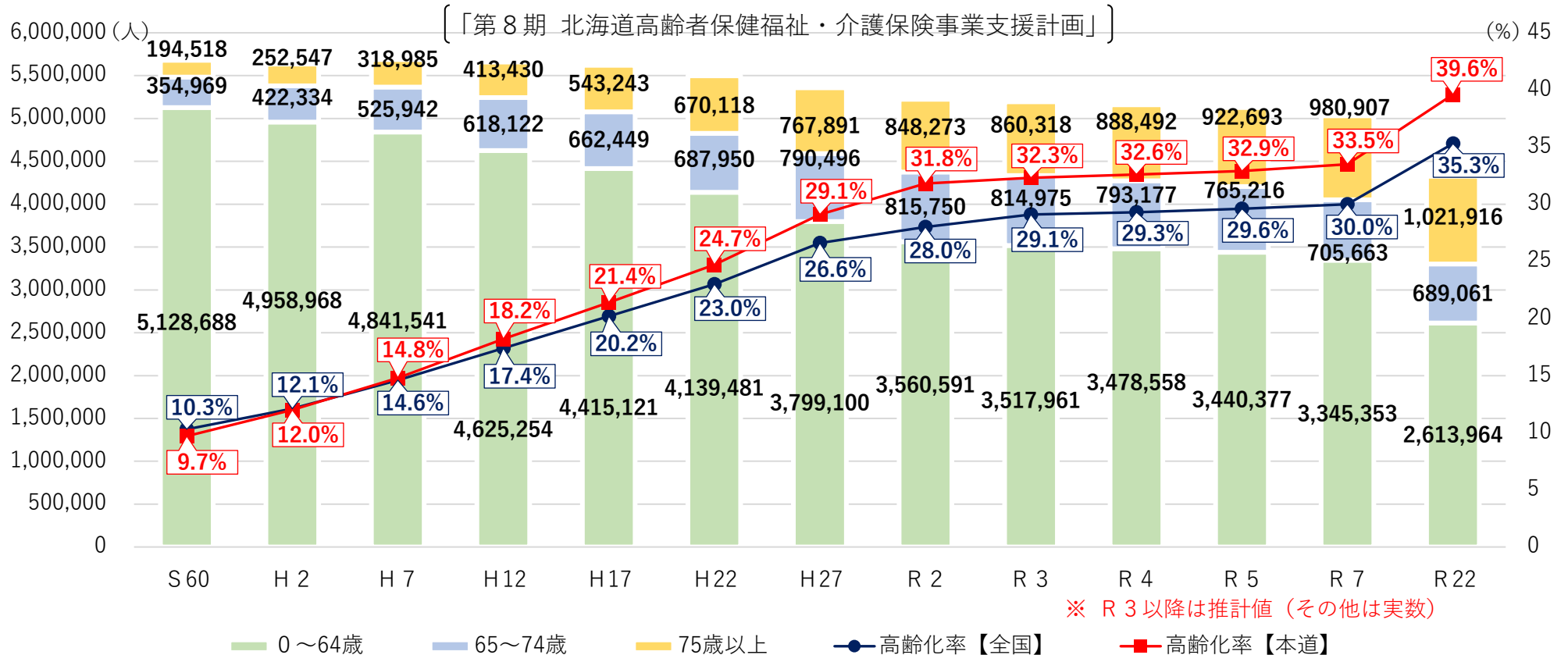
本道の人口は、平成10年から減少を続け、現在も全国を上回るスピードで人口減少が続いており、このままの状況が続いた場合、令和27年には約400万人になると推計されている。



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況 - ② 高齢化

② 高齢者人口及び高齢化率

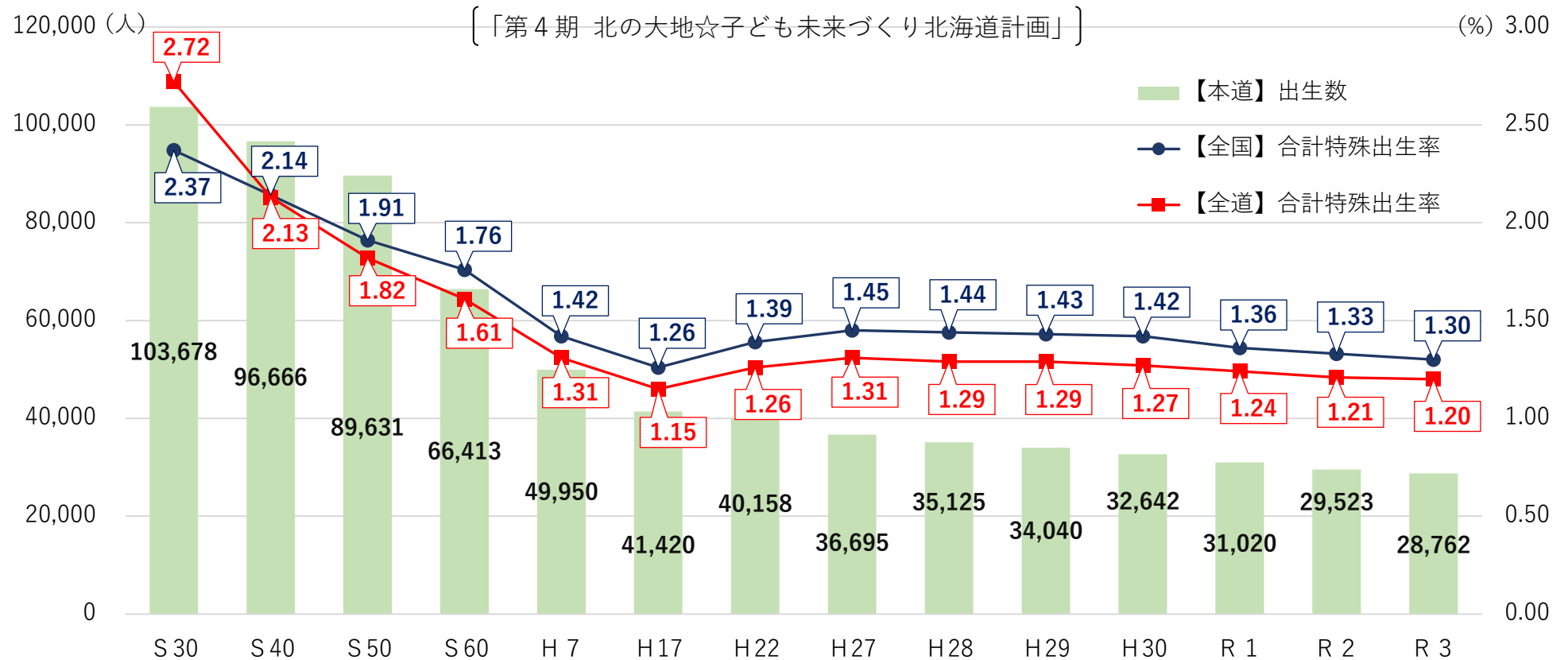
本道の高齢者人口は、平成12年に100万人を超え、平成27年には約155万8千人に達している。高齢化率は、今後、全国平均を上回る伸びで増加し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には33.5%、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には39.6%に達すると推計されている。



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－③ 少子化

③ 少子化の状況

本道の出生数は、昭和31年以降に年間10万人を下回った後、減少の一途を辿り、令和2年に3万人を下回った。合計特殊出生率については、昭和39年に初めて全国平均を下回り、令和3年では1.20と東京都・宮城県に次いで全国で3番目に低い水準になっている。

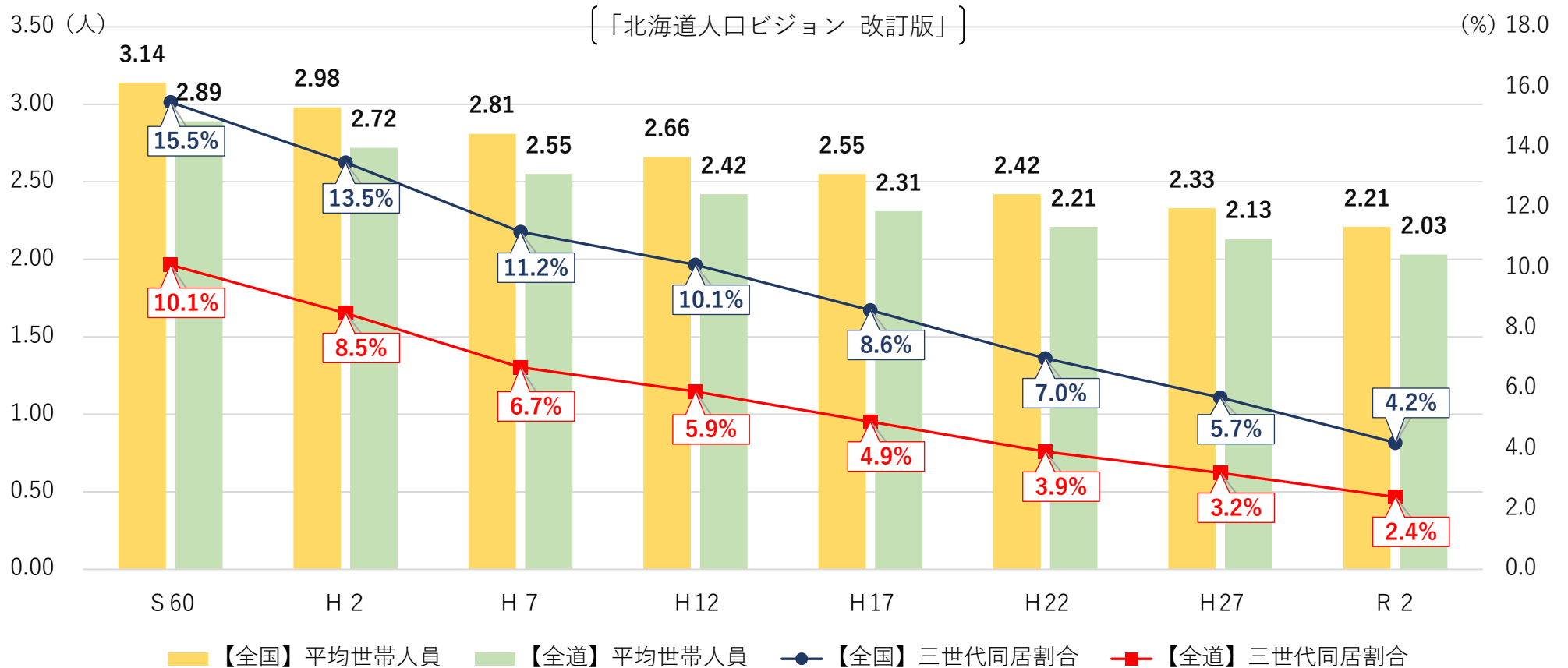


2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－④ 核家族化

④ 核家族化の状況

追加

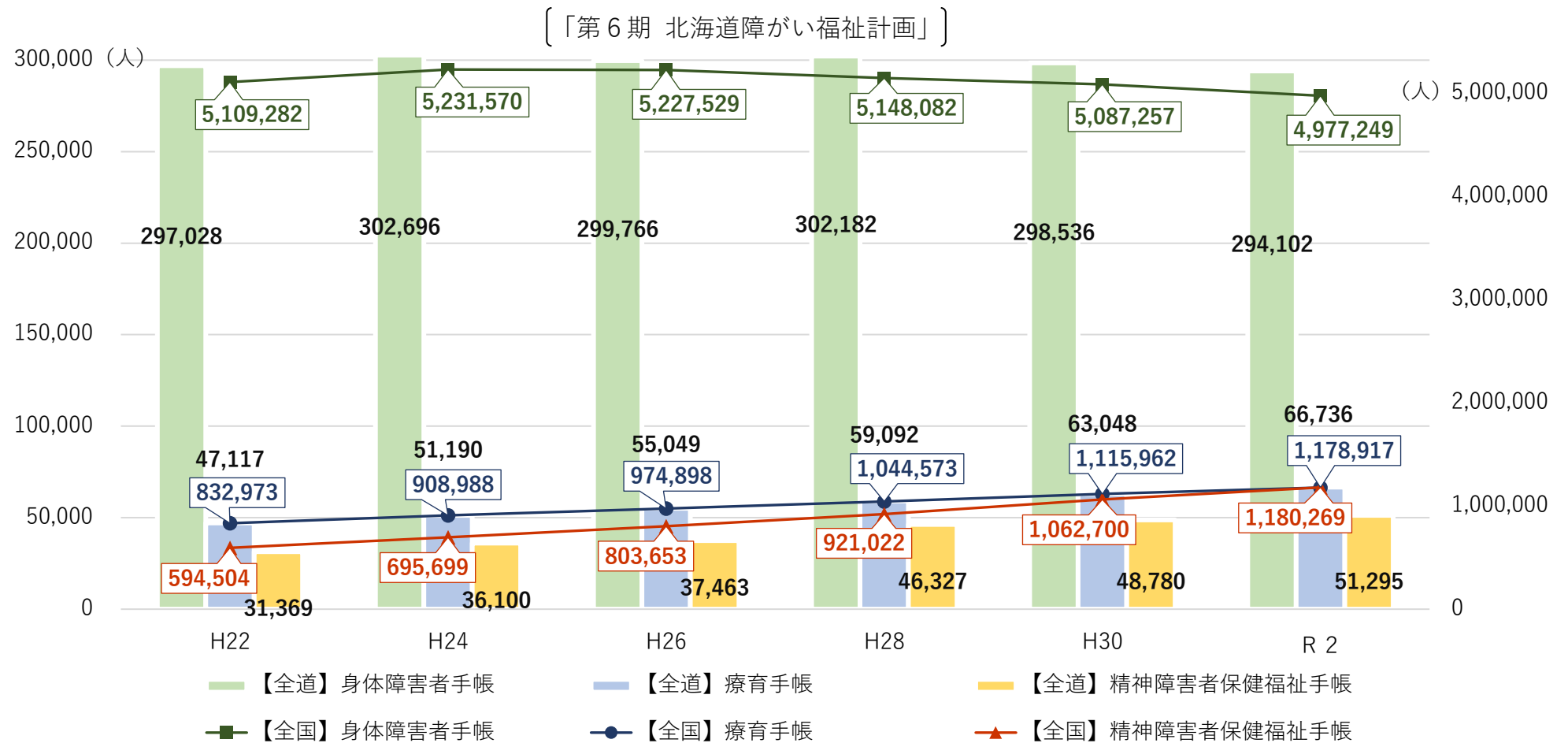
本道における世帯構造の推移については、平均世帯人数や三世帯同居世帯の割合も減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。令和2年時点での平均世帯人数は2.03人、三世帯同居世帯の割合は2.4%となっており、全国よりも核家族化が進展している状況。



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑤ 障がい者

⑤ 障害者手帳の交付者数

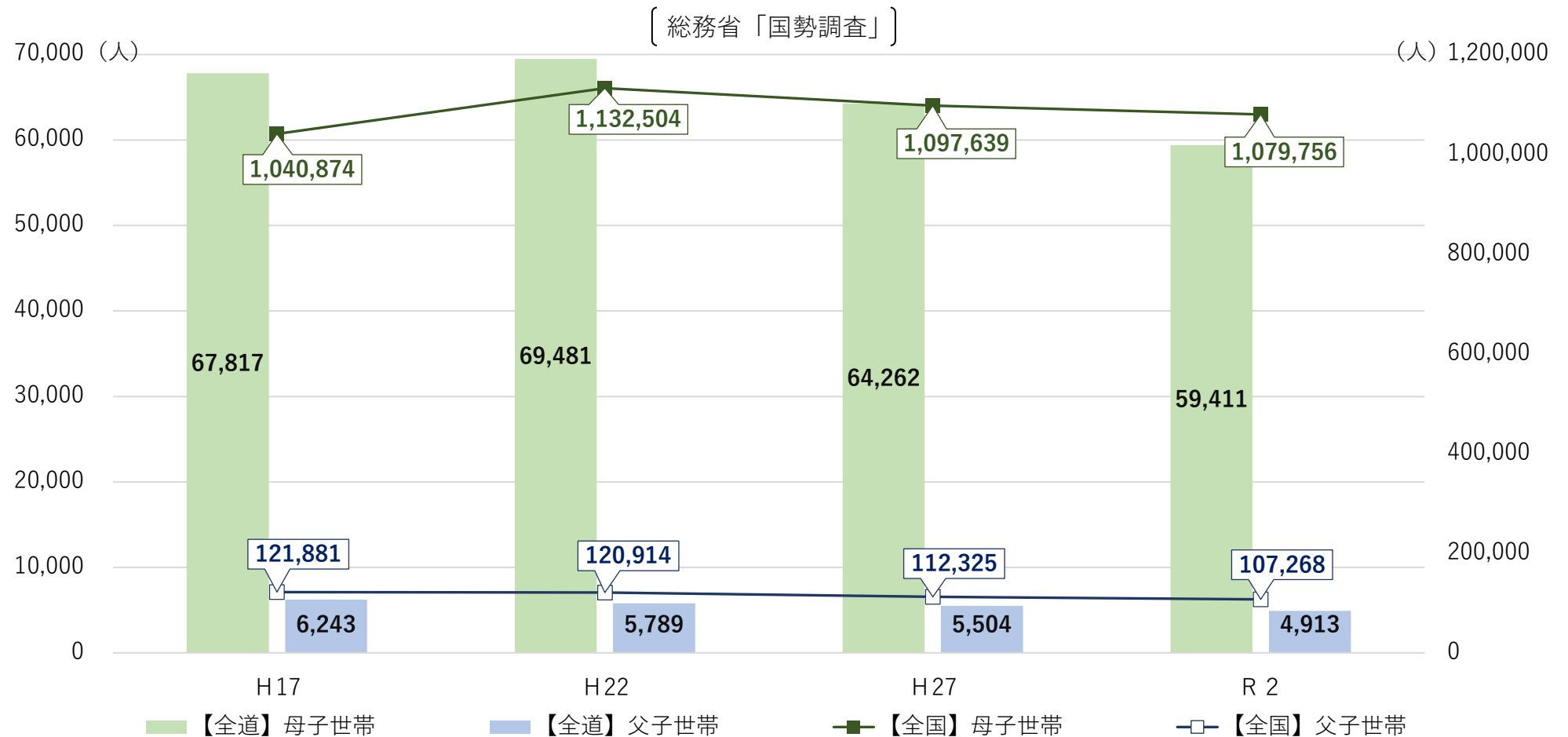
障がい福祉に関する各種支援やサービスを受けるための手帳について、本道における交付者数は、全国平均と同様、概ね増加傾向にある。



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑥ ひとり親家庭

⑥ ひとり親家庭の状況

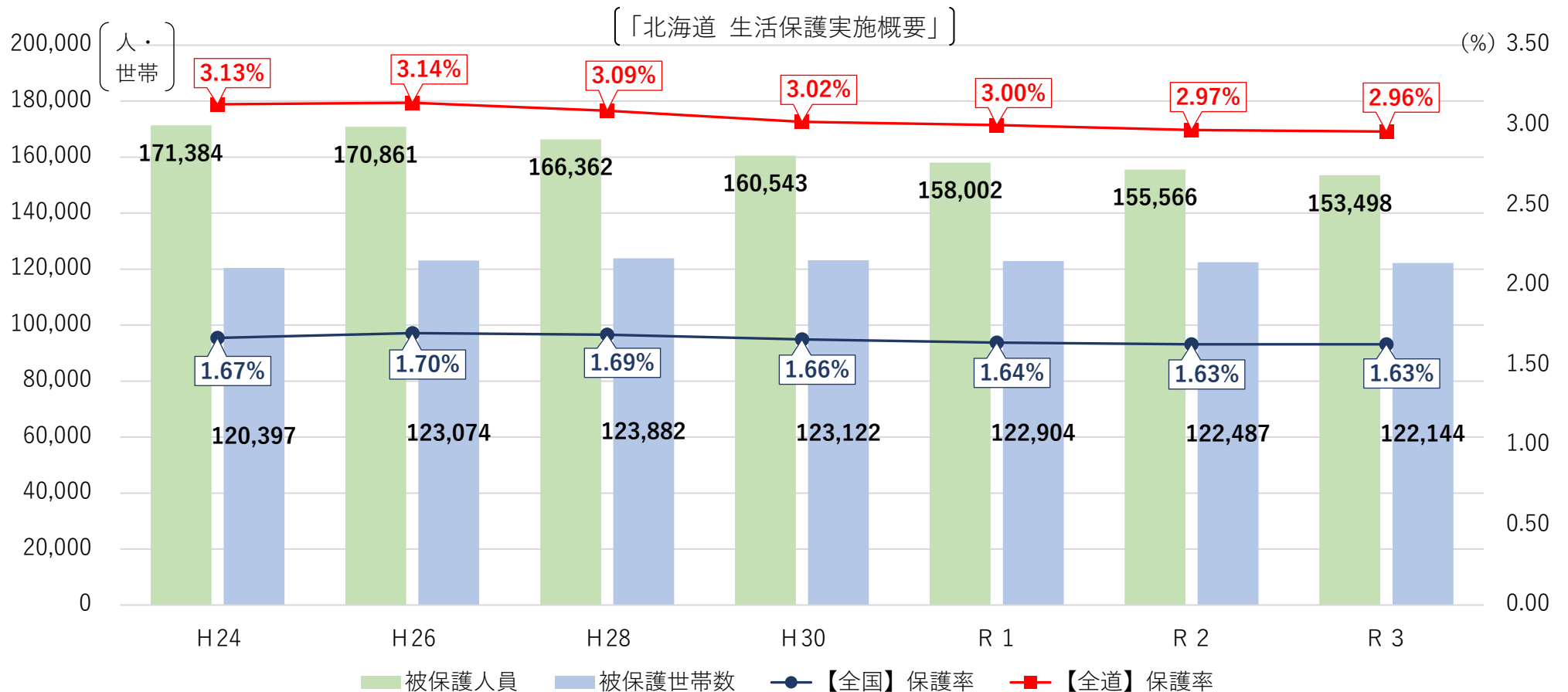
本道におけるひとり親家庭（父母の一方がいない20歳未満で未婚の子を養育する世帯）は減少傾向にあり、令和2年の母子世帯は約6万世帯、父子世帯は約5千世帯となっている。



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑦ 生活保護

⑦ 生活保護の状況

本道の被保護世帯数は、平成28年の123,882世帯をピークとして、その後、緩やかに減少しており、被保護人員も同様の傾向にあるが、保護率については、引き続き全国を上回る水準で推移している。

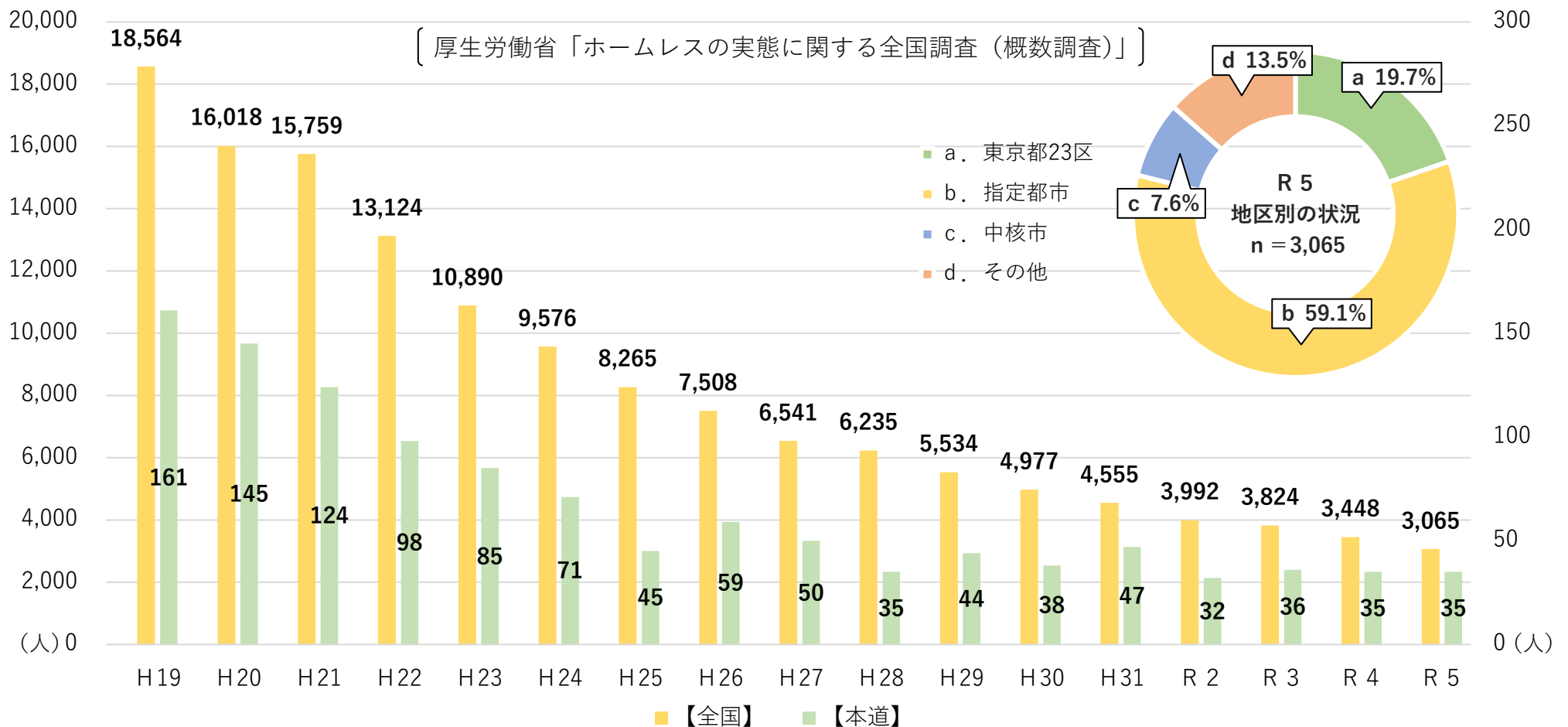


2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑧ ホームレス

⑧ ホームレスの状況



本道におけるホームレスの数は、全国値と同様、基本的には減少傾向にあり、平成28年には40人を下回ったが、以降、概ね横ばいの状況が続いている。



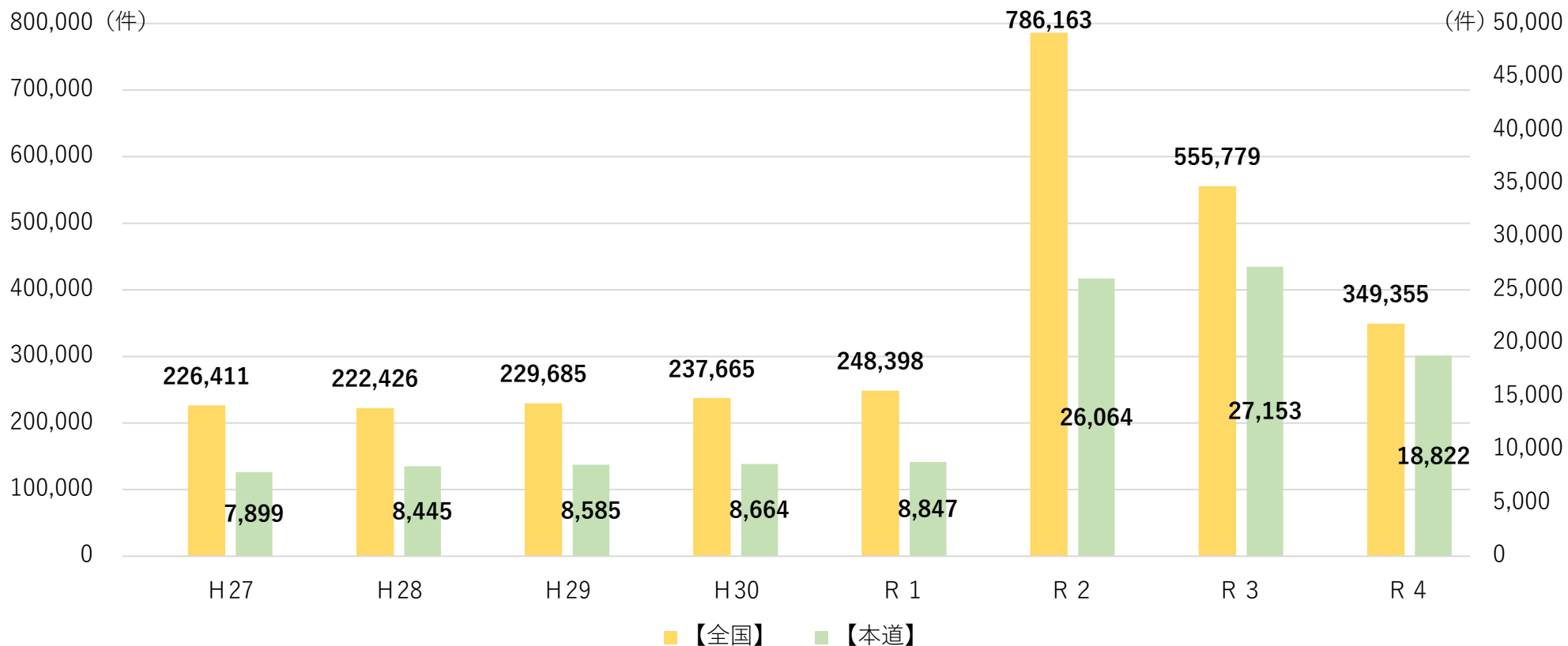
2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑨ 生活困窮者

⑨ 生活困窮者の相談状況

追加

本道の生活困窮者自立支援制度における新規相談件数は、平成27年の制度創設以降、全国値と同様、概ね横ばいの状況が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に急増し、その後も引き続き高い値となっている。

〔厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」〕



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑩ 孤独・孤立

⑩ 孤独・孤立に関する状況

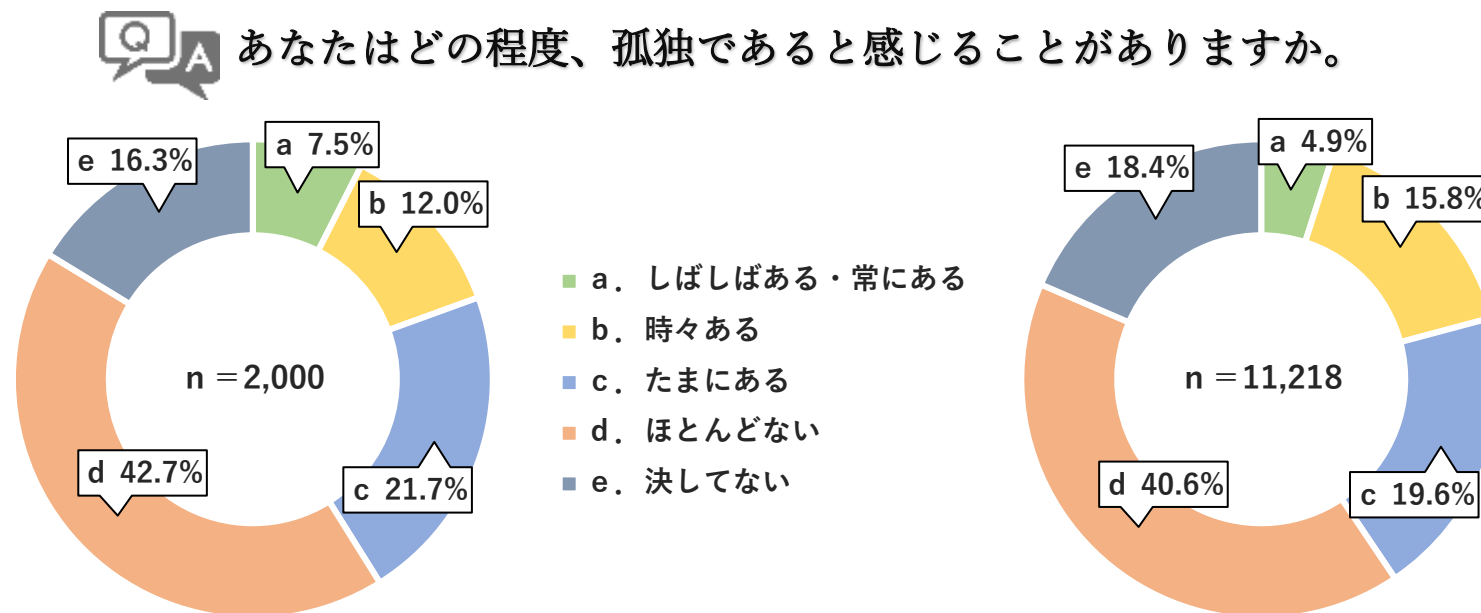
追加

本道における孤独・孤立の実態を把握する目的で令和4年度に行った道民向けアンケート調査の結果、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は7.5%、「時々ある」が12.0%、「たまにある」が21.7%となっていた。

※ 道調査と全国調査は、概ね同時期に実施したものの、調査方法等が異なることから（前者はWebモニター方式、後者は無作為抽出方式）、必ずしも単純比較できるものではない。

道 R4 道民向け孤独・孤立状況把握調査

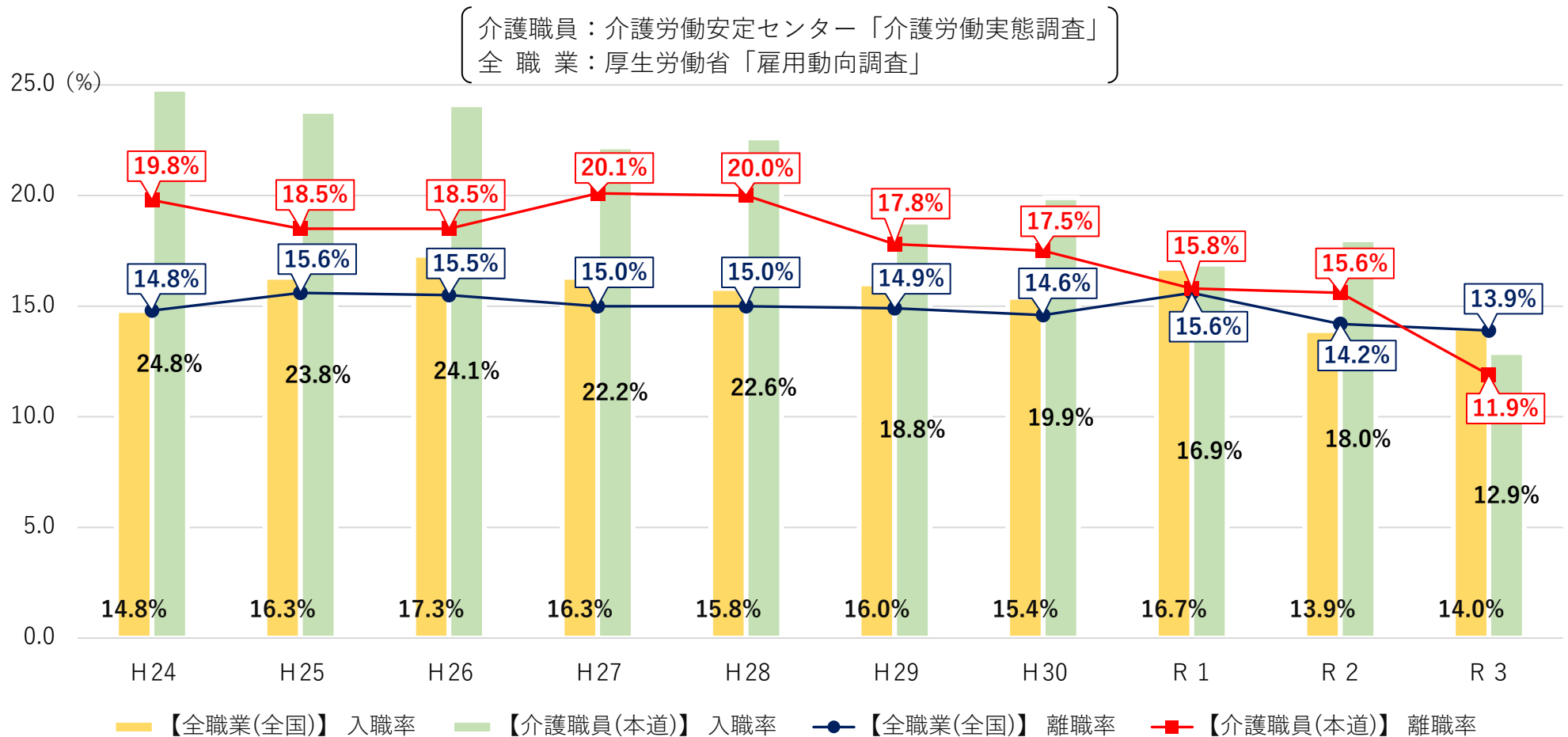
国 R4 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査



2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑪ 介護職員の状況

⑪ 介護職員の入職率及び離職率

本道における介護職員の入職率及び離職率は、他の職業に比べて高い状況にあったが、いずれについても、令和3年度に下回ることとなった。

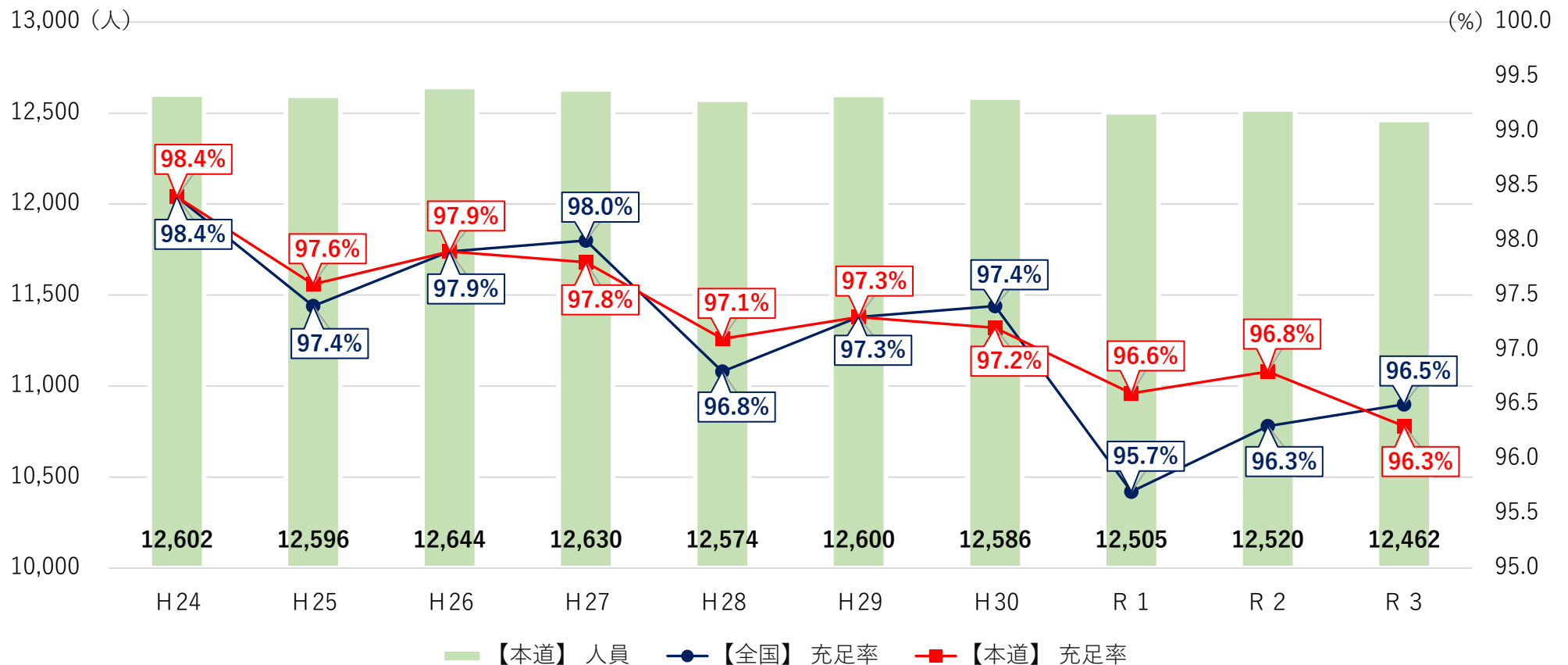


2 (1) 地域福祉を取り巻く状況－⑫ 民生委員・児童委員の状況

⑫ 民生委員・児童委員の充足率


本道における民生委員・児童委員の充足率は、全国値と概ね同水準で推移しているが、高齢化の進展等により、担い手の継続的な確保が課題となっている。

〔厚生労働省「福祉行政報告例」〕



2 (2) 現状と課題の整理 – ① 人づくり

- ✓ 平成29年度に設定した現行計画における施策の柱（①～③）ごとの「現状と課題」について、昨今の法制度や社会情勢の変化を勘案し、次のとおり見直し・整理を行う。

A 現行計画の「現状と課題」	➡	B 第2期計画における課題	考え方
① 地域福祉を支える人づくり 			
(1) 高齢化の進展等に伴って高度化するニーズに対応したサービスの提供	移行	—	提供体制関係のため、②「基盤づくり」に移行
(2) 福祉・介護分野における専門職の安定的な人材確保（離職防止）	継続	(1) 福祉・介護分野における専門職の安定的な人材確保（離職防止）	—
(3) 身近で福祉活動を担うボランティアやNPO等の確保	継続	(2) 身近で福祉活動を担うボランティアやNPO等の確保	—
(4) 制度横断的に連携し、地域福祉の中核となる人材の育成・確保	継続	(3) 制度横断的に連携し、地域福祉の中核となる人材の育成・確保	—
(5) 定年後も趣味や様々な活動に意欲的なアクティブシニアの活躍支援	継続	(4) 定年後も趣味や様々な活動に意欲的なアクティブシニアの活躍支援	—


〔資料の便宜上、いずれの項目についても、内容を要約の上で記載している。〕

2 (2) 現状と課題の整理 – ② 基盤づくり

A 現行計画の「現状と課題」	➡	B 第2期計画における課題	考え方
② 支え合いの基盤づくり 			
(1) 安心した暮らしの確保に向けた地域全体での支え合いの体制づくり	継続	(1) 安心した暮らしの確保に向けた地域全体での支え合いの体制づくり	—
(2) 生活困窮者への自立促進と支援の充実	修正	(2) コロナ禍等による経済情勢の影響を受けやすい生活困窮者への自立支援の充実	物価高騰等による影響を踏まえて一部文言修正※
(3) 福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者の社会復帰に向けた支援	継続	(3) 福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等の社会復帰に向けた支援	※
(4) ダブルケアやひきこもりなど制度の狭間の課題への対応	修正	(4) ダブルケアやひきこもり、孤独・孤立など制度の狭間の課題への対応	社会情勢の変化等を踏まえて一部文言修正※
(5) 交通手段の確保や移動支援のためのサービスの提供	継続	(5) 交通手段の確保や移動支援のためのサービスの提供	—
(6) 社会福祉法人等の健全な運営に向けた助言と利用者への情報提供	継続	(6) 社会福祉法人等の健全な運営に向けた助言と利用者への情報提供	—
(7) 福祉サービスの適切な選択に資するための第三者評価の実施	継続	(7) 福祉サービスの適切な選択に資するための第三者評価の実施	—
(8) 高齢者や障がい者など災害時要配慮者への支援体制の確保	移行	—	地域課題への対応として③「地域づくり」に移行
(9) 判断能力が十分でない方が安心して暮らせるための仕組みづくり	修正	(8) 判断能力に不安がある方への権利擁護の推進	社会情勢の変化等を踏まえて一部文言修正※
—	移行	(9) 高齢化の進展等に伴って高度化するニーズに対応したサービスの提供	①「地域づくり」から移行

〔 ※ 内容は維持する一方、課題の性質を踏まえ、「福祉共通の取組」として別枠に位置付けることを検討。〕

2 (2) 現状と課題の整理 – ③ 地域づくり

A 現行計画の「現状と課題」	➡	B 第2期計画における課題	考え方
③ 暮らしやすい地域づくり 			
(1) 住民が主体となり分野を超えてつながる地域づくり	継続	(1) 住民が主体となり分野を超えてつながる地域づくり	—
(2) 法改正により努力義務化された市町村地域福祉計画の策定支援	継続	(2) 法改正により努力義務化された市町村地域福祉計画の策定支援	※
(3) 単独の市町村では困難な取組に対する広域的支援	継続	(3) 単独の市町村では困難な取組に対する広域的支援	—
(4) 道の条例に基づくユニバーサルデザインに沿った福祉のまちづくり	継続	(4) 道の条例に基づくユニバーサルデザインに沿った福祉のまちづくり	—
(5) 子どもの社会的孤立を防ぐための教育と福祉分野のさらなる情報共有	継続	(5) 子どもの社会的孤立を防ぐための教育と福祉分野のさらなる情報共有	※
(6) 商店街の活性化など他分野と連携して行う福祉を通じたまちづくり	修正	(6) 地域の活性化に資する他分野と連携したまちづくり	社会情勢の変化等を踏まえて一部文言修正※
—	移行	(7) 高齢者や障がい者など災害時要配慮者への支援体制の確保	②「基盤づくり」から移行
—	追加	(8) 外国人材の受入促進と多文化共生社会に向けたまちづくり	第1回分科会でのご意見を踏まえて設定

※ 内容は維持する一方、課題の性質を踏まえ、(2)は「市町村への支援」として、(5)及び(6)は「福祉共通の取組」として別枠に位置付けることを検討。

2 (3) 見直し後の課題に対応する施策項目 – I 新たな柱の追加

- ✓ 第2期計画の施策体系は、社会情勢の変化や道内市町村における計画策定状況を念頭に、第1回分科会での議論を踏まえ、国のガイドラインも参考としつつ、3つの「施策の柱」に次の2つを加え、計5本としたいがどうか。

+1

市町村の
体制づくり



都道府県計画の趣旨目的（市町村における地域福祉の支援）を踏まえ、道内市町村における計画の策定率（63.1%）も勘案の上、重点的事項として施策の柱に設定。

+2

福祉共通の
仕組みづくり



感染症危機や物価高騰等の影響により多様化する支援ニーズへの対応に向け、官民が連携の上、地域全体での取り組むことが求められている施策について、重点的事項として施策の柱に設定。

3

地域福祉を支える
人づくり



4

支え合いの
基盤づくり



5

暮らしやすい
地域づくり



新たな柱の追加による効果

上記2つの柱を追加することにより、『市町村支援』『福祉共通の取組推進』という道計画の役割を一層明確化するとともに、国ガイドラインに定める「5つの盛り込むべき事項」との並びを整理。

2 (3) 見直し後の課題に対応する施策項目 – II – ① 市町村の体制づくり

- ✓ 「現状と課題」の見直し（内容の追加や修正、移行）に伴い、柱ごとに定めている「施策項目」についても、次のとおり整理を行う。

1 市町村の体制づくり

- (1) 法改正により努力義務化された市町村地域福祉計画の策定支援
 - (2) 市町村の人口規模や特性に応じた地域福祉に関する取組の推進
 - (3) 市町村間での認識共有や情報連携を図るための仕組みづくり
- [※ (2)及び(3)は現行計画に記載の課題等を基として新たに設定]

見直し後の
「現状と課題」

A 現行計画の「施策項目」	➡	B 第2期計画の「施策項目」	考え方
—	移行	[1] 地域福祉計画の推進支援	⑤ 「地域づくり」から移行
—	追加	[2] 市町村の地域特性に応じた広域的支援	広域分散・社会資源の偏重など特性を踏まえた支援が重要であるため
—	追加	[3] 地域福祉の推進に関する認識共有の場づくりや情報提供	各市町村が一体となって地域福祉を推進していくことが重要であるため

地域福祉計画の全国的な策定率が8割超となっている中、道内市町村では6割台にとどまっている。こうしたことは、人口1万人未満の小規模市町村が約7割を占め、社会資源が偏っていることなどが要因と考えられるため、計画の着実な策定と実効性ある見直しの推進はもとより、市町村単独での取組が困難な施策や全道的な認識共有・情報連携の場づくりなどについて、広域的な見地から支援を行っていくことが重要である。

2 (3) 見直し後の課題に対応する施策項目 – II – ② 福祉共通の仕組みづくり

2 福祉共通の仕組みづくり

- (1) コロナ禍等による経済情勢の影響を受けやすい生活困窮者への自立支援の充実
- (2) 福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等の社会復帰に向けた支援
- (3) ダブルケアやひきこもり、孤独・孤立など制度の狭間の課題への対応
- (4) 判断能力に不安がある方への権利擁護の推進
- (5) 子どもの社会的孤立を防ぐための教育と福祉分野のさらなる情報共有
- (6) 地域の活性化に資する他分野と連携したまちづくり

見直し後の
「現状と課題」

A 現行計画の「施策項目」	→	B 第2期計画の「施策項目」	考え方
—	移行	[1] セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実	④「基盤づくり」及び⑤「地域づくり」から移行
—	追加	[2] 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築	既存の制度だけでは対応できない方への支援が重要であるため
—	追加	[3] 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援	地域福祉の推進には福祉以外の分野との連携が欠かせないため

地域福祉（支援）計画は、社会福祉法上、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」とされている。こうした位置付けを踏まえると、福祉共通の取組内容（生活困窮者支援、共生型サービス、自殺対策、再犯防止、権利擁護等）や課題等を明らかにし、重点的に取り組んでいくことは、同計画の最も重要な役割の一つといえる。

また、ダブルケア、ケアラー、ひきこもり、孤独・孤立といった制度の狭間にある方への支援や他分野との連携は、地域福祉を推進していく上で特に大切な視点である。

2 (3) 見直し後の課題に対応する施策項目 - II - ③ 人づくり

3 地域福祉を支える人づくり

- (1) 福祉・介護分野における専門職の安定的な人材確保（離職防止）
- (2) 身近で福祉活動を担うボランティアやNPO等の確保
- (3) 制度横断的に連携し、地域福祉の中核となる人材の育成・確保
- (4) 定年後も趣味や様々な活動に意欲的なアクティブシニアの活躍支援

見直し後の
「現状と課題」

A 現行計画の「施策項目」	➡	B 第2期計画の「施策項目」	考え方
[1] 地域福祉を担う人材の確保と資質向上	継続	[1] 地域福祉を担う人材の確保と資質向上	-
-	追加	[2] 地域課題の発見や解決に向けた人材の養成	幅広く地域課題の解決に取り組む多様な支援者の確保が重要であるため
[2] 地域福祉の核となる次世代の育成	継続	[3] 地域福祉の核となる次世代の育成	-

地域福祉の推進に当たっては、福祉専門職をはじめ、民生委員・児童委員やNPO法人、ボランティアといった福祉活動の担い手を継続的に確保していくほか、コミュニティソーシャルワーカー・共生型コーディネーター・生活支援コーディネーターなど関係機関との連携・調整役となる支援者を養成することで、複雑化・多様化するニーズに対応していくことが必要。

2 (3) 見直し後の課題に対応する施策項目 – II – ④ 基盤づくり

4 支え合いの基盤づくり

- (1) 安心した暮らしの確保に向けた地域全体での支え合いの体制づくり
- (2) 交通手段の確保や移動支援のためのサービスの提供
- (3) 社会福祉法人等の健全な運営に向けた助言と利用者への情報提供
- (4) 福祉サービスの適切な選択に資するための第三者評価の実施
- (5) 高齢化の進展等に伴って高度化するニーズに対応したサービスの提供

見直し後の
「現状と課題」

A 現行計画の「施策項目」	➔	B 第2期計画の「施策項目」	考え方
[1] 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	修正	[1] 地域福祉の基盤となる体制づくり	セーフティネット関係（困窮者支援・生活保護）の移行に伴って文言整理
[2] 福祉サービスにおける基盤整備の促進	継続	[2] 福祉サービスにおける基盤整備の促進	—
[3] 災害時に備えた地域支援体制の構築	移行	—	地域課題への対応として⑤「地域づくり」に移行
[4] 権利擁護体制の充実	移行	—	様々な分野に通ずる課題として②「福祉共通の仕組みづくり」に移行
—	追加	[3] 市町村が実施する福祉に関する相談支援体制の確立	「現状と課題」(5)に対応する施策項目として追加

市町村が実施する福祉に関する相談支援体制やサービス提供体制確立のための基盤整備を促進するとともに、道民が安心してサービスを選択・利用できるよう、社会福祉事業の適正な運営を確保するなど、安心した暮らしの実現に向けて地域で支え合う基盤づくりを推進する。

2 (3) 見直し後の課題に対応する施策項目 – II – ⑤ 地域づくり

5 暮らしやすい地域づくり

- (1) 住民が主体となり分野を超えてつながる地域づくり
- (2) 単独の市町村では困難な取組に対する広域的支援
- (3) 道の条例に基づくユニバーサルデザインに沿った福祉のまちづくり
- (4) 高齢者や障がい者など災害時要配慮者への支援体制の確保
- (5) 外国人材の受入促進と多文化共生社会に向けたまちづくり

見直し後の
「現状と課題」

A 現行計画の「施策項目」	➔	B 第2期計画の「施策項目」	考え方
[1] 地域福祉計画の推進支援	移行	—	都道府県計画の最たる目的の一つとして①「市町村の体制づくり」に移行
[2] 住民主体による支え合いの地域づくり	継続	[1] 住民主体による支え合いの地域づくり	—
[3] ユニバーサルデザインのまちづくり	修正	[2] ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり	「現状と課題」(3)及び(5)に対応する施策項目として文言整理
[4] 他分野との連携	移行	—	様々な分野に通ずる課題として②「福祉共通の仕組みづくり」に移行
—	移行	[3] 災害時に備えた地域支援体制の構築	④「基盤づくり」から移行

社会福祉にとって重要な早期発見・早期対応に向けた「予防的福祉」の視点に立ち、近隣住民や民生委員・児童委員等による見守りなど日常的な地域活動として行われる住民主体の支え合いをはじめ、災害時の対応やユニバーサルデザイン等の考え方に沿った地域づくりを推進する。

2 (4) 計画の基本的な考え方（施策体系）

第2期 北海道地域福祉支援計画の全体像



主題

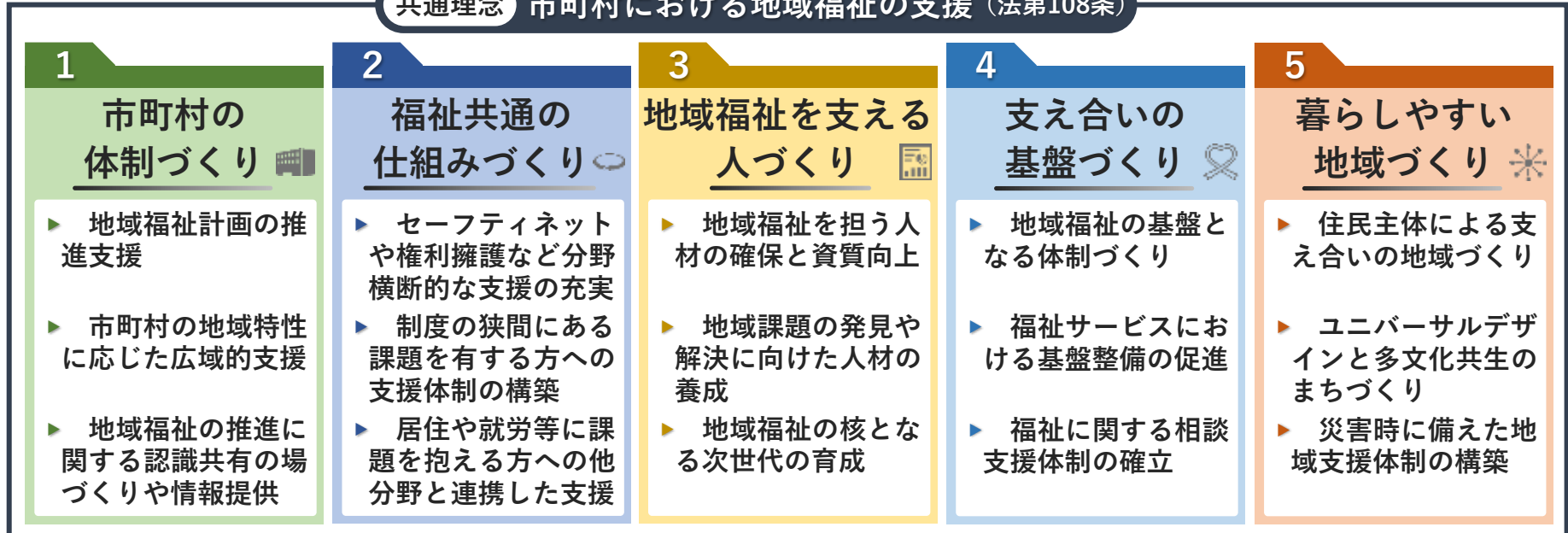
目指す姿 ➡ 安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

〔★改正法の趣旨に照らして現行テーマを維持〕

共通理念 市町村における地域福祉の支援（法第108条）

5つの柱

柱ごとの施策項目



Point

① 計画の位置付け、期間等 … 社会福祉法に基づき策定する福祉分野の上位計画であって、道の「特定分野別計画」である旨を記載。計画期間は、関連する個別計画（高齢・障がい分野等）との整合を図るため、6年で設定。

Point

② 地域福祉を取り巻く状況 … 少子高齢化や核家族化の動向、生活困窮者や孤独・孤立の状況、介護人材や民生委員・児童委員の充足率など、地域福祉に関する統計を全国値と比較して掲載。

Point

③ 5つの柱に対応した取組 … 福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項のうち、法制度の改正や社会情勢の変化等を勘案して、特に重要と考えられる取組（市町村支援、困窮者支援、重層事業、孤独・孤立等）を重点的に記載。